

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回 財務部会

日時：令和7年6月4日(水) 13時30分～15時30分

場所：高知県庁本庁舎 3階 防災作戦室

次 第

- 1 開会
- 2 部長あいさつ
- 3 部会長の選任 【資料1】
- 4 部会長あいさつ
- 5 議事
 - (1) 検討会での意見等 【資料2】
 - (2) 主な協議・意見交換事項 【資料3】
 - (3) 意見交換
- 6 閉会

配布資料

委員名簿

出席者名簿

配席図

- | | |
|--|---------|
| 【資料1】高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱 | P 1～7 |
| 【資料2】第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会における
ご意見と対応について | P 8～13 |
| 【資料3】主な協議・意見交換事項 | P 14～23 |
| 【参考資料】高知県消防広域化基本構想 Q & A | 別冊 |
| 【参考資料】高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』 | 別冊 |

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 財務部会 委員名簿

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也
2	土佐市	市長	板原 啓文
3	香南市	市長	濱田 豪太
4	東洋町	町長	長崎 正仁
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸
6	芸西村	村長	松本 巧
7	土佐町	町長	和田 守也
8	佐川町	町長	片岡 雄司
9	梶原町	町長	吉田 尚人
10	大月町	町長	岡田 順一
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回財務部会 出席者名簿

○財務部会委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出欠等	
				出席	欠席
1	近畿大学経済学部	国際経済学科長・教授	井田 知也	○	
2	土佐市	市長	板原 啓文	○	
3	香南市	市長	濱田 豪太	○ (オンライン) 代理: 消防長 藤田 博三	
4	東洋町	町長	長崎 正仁	○ (オンライン) 代理: 副町長 伊吹 真貴博	
5	奈半利町	町長	竹崎 和伸	○ (オンライン) 代理: 副町長 太田 達也	
6	芸西村	村長	松本 巧	○ (オンライン) 代理: 副村長 都築 仁	
7	土佐町	町長	和田 守也	○ (オンライン) 代理: 総務課長 和田 誠	
8	佐川町	町長	片岡 雄司	○	
9	梶原町	町長	吉田 尚人	○ 代理: 副町長 西村 新一	
10	大月町	町長	岡田 順一		○
11	高知市消防局	消防局長	中城 純一	○	
12	香美市消防本部	消防長	野口 正一	○	
13	高幡消防組合消防本部	消防長	佐々木 義人	○	
14	幡多中央消防組合消防本部	消防長	鳥谷 英正	○ (オンライン) 代理: 消防本部 次長 山崎浩司	

○その他委員

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
15	安芸市消防本部	消防長	久川 陽	オンライン
16	南国市消防本部	消防長	三谷 洋亮	オンライン
17	高吾北広域町村事務組合消防本部	消防長	徳弘 信也	オンライン
18	仁淀消防組合消防本部	消防長	伊藤 実	オンライン
19	嶺北広域行政事務組合消防本部	消防長	川村 諭	オンライン
20	中芸広域連合消防本部	消防長	竹内 誠祥	オンライン

○オブザーバー

(敬称略)

通し 番号	所属	職名	氏名	出席方法
21	総務省消防庁消防・救急課	課長補佐	岩熊 俊介	オンライン
22	総務省消防庁消防・救急課	広域化推進係長	小山 勝久	オンライン

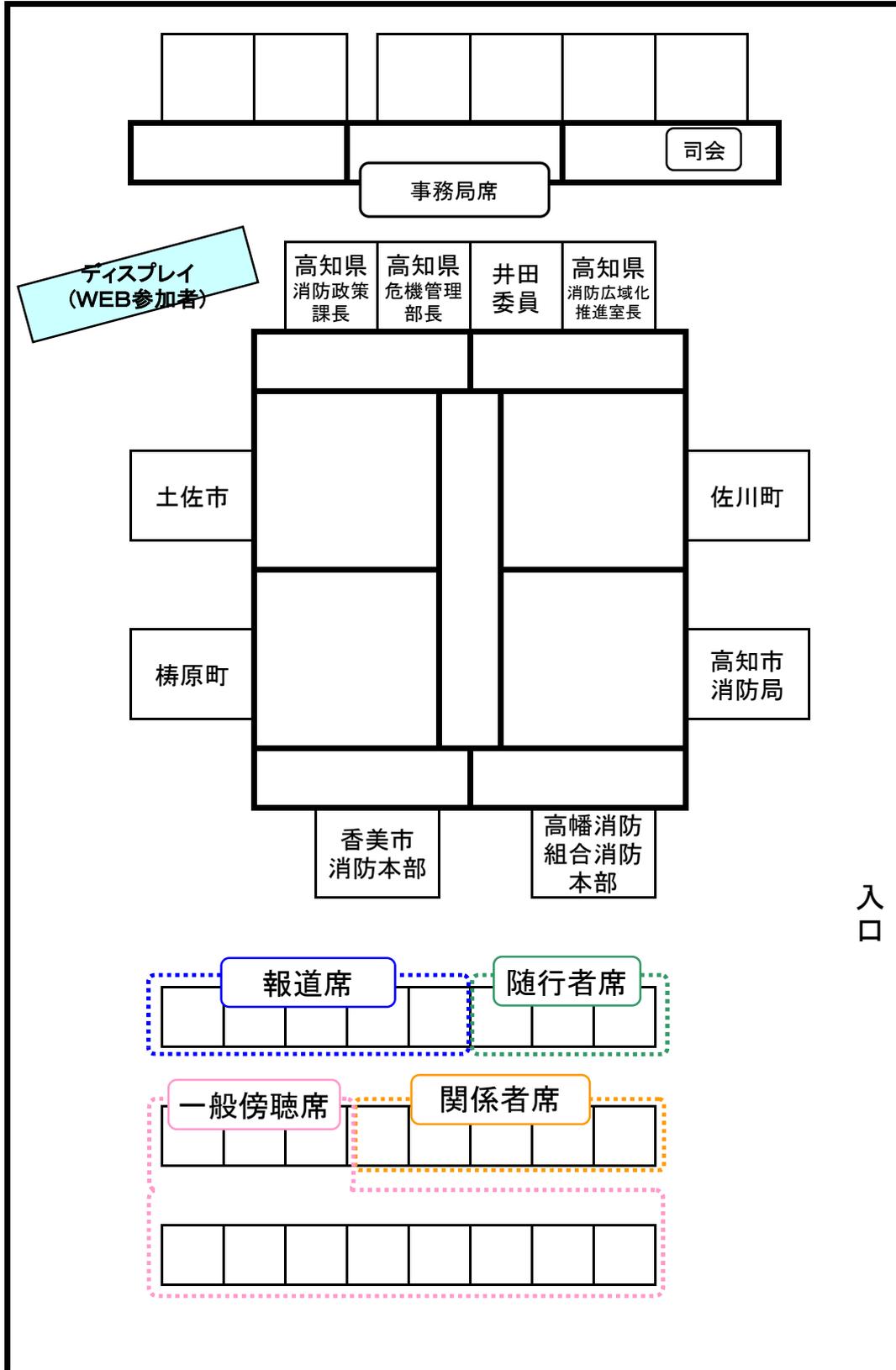
○事務局

通し 番号	所属	職名	氏名	
23	高知県危機管理部	部長	江淵 誠	
24	高知県危機管理部	副部長 (総括)	国則 勝英	
25	高知県危機管理部	副部長	浜田 展和	
26	高知県危機管理部	参事・消防政策課長	鈴木 知基	
27	高知県危機管理部消防政策課	消防指導監	小松 長憲	
28	高知県危機管理部消防政策課	課長補佐	森本 順也	
29	高知県危機管理部消防政策課	消防広域化推進室長	小笠原 隆	
30	一般財団法人消防防災科学センター	部長	渡辺 雅洋	※オンライン
31	一般財団法人消防防災科学センター	審議役	木平 秀夫	※オンライン

高知県消防広域化基本計画あり方検討会 第1回財務部会 配席図

日時:令和7年6月4日(水)13時30分~15時30分

場所:高知県庁本庁舎 3階 防災作戦室



高知県消防広域化基本計画あり方検討会設置要綱

（目的）

第1条 今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織（高知県消防防災航空センター及び高知県消防学校をいう。）を一元化するための高知県消防広域化基本計画（消防組織法（昭和22年法律第226号）第33条第1項に規定する推進計画をいう。以下「基本計画」という。）の策定（平成20年3月に策定した高知県消防広域化推進計画の全部改定をいう。以下同じ。）を検討するため、高知県消防広域化基本計画あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、高知県消防広域化基本構想（令和7年3月26日策定）を議論の土台として、次の各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行う。

- (1) 基本計画の策定に関する事項
- (2) 第6条の専門部会での協議事項のうち、全体での議論が必要な事項
- (3) 前2号のほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び委員）

第3条 検討会は、知事が委嘱した別表1に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

（会長）

第4条 検討会に会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 検討会は、会長が招集し、議事進行等を行う。ただし、会長が選任される前に招集される検討会については、知事が招集することができる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、委員が指定する代理人を出席させることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させて説明又は意見を

求めることができる。

- 5 検討会は公開とする。ただし、検討会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（専門部会）

第6条 第2条各号に掲げる事項について協議及び意見交換を行うため、検討会の下に次の表の名称の欄に定める専門部会を設置するものとし、その所掌事務はそれぞれその協議事項等の欄に定める事項及びその他関連する事項に関する協議等とする。

名称	協議事項等
総務部会	(1) 検討会全体の運営の総括に関すること。 (2) 基本計画全体の取りまとめに関すること。 (3) 基本計画中、広域連合の組織、人事及び給与制度に関すること。
財務部会	(1) 基本計画中、広域連合の財務、施設及び装備に関すること。 (2) 広域連合の分賦金の負担の基準に関すること。
消防業務部会	(1) 基本計画中、消防業務（消火、救急、救助、予防及び警防）に関すること。 (2) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関すること。
通信・システム部会	(1) 基本計画中、消防指令システムの統合及び消防救急デジタル無線の整備に関すること（これに伴う県消防局本部施設の整備に関することを含む。） (2) 基本計画中、人事及び給与、財務会計等のシステムの整備方針及び業務のデジタル化の推進に関すること。

- 2 前項の専門部会は、検討会の委員のうち、別表2に定める委員をもって構成する。
3 前2条の規定は、前2項の専門部会の委員、部会長及び会議について準用する。この場合において、前条第1項中「知事」とあるのは「高知県危機管理部長」と読み替えるものとする。

（ワーキンググループ）

第7条 前条の専門部会の下に基本計画に関すること及び専門部会での検討にあたり実務レベルでの協議が必要な事項について協議及び意見交換を行うために、県内市町村担当課長等及び県内消防本部担当課長等により構成されるワーキンググループを設置する。

（事務局）

第8条 検討会、専門部会及びワーキンググループの事務局を高知県危機管理部消防政策課に置き、運営に係る事務を処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条第1項関係） 高知県消防広域化基本計画あり方検討会 委員名簿

氏名等	備考
井田 知也	近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授
小林 恭一	危険物保安技術協会 技術顧問
永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授
木下 真里	高知県立大学看護学部 教授
竹村 優香	みんなでつくる まちづくり財団HATA! (一般財団法人HATA) 代表理事
高知市長	
室戸市長	
安芸市長	
南国市長	
土佐市長	
須崎市長	
宿毛市長	
土佐清水市長	
四万十市長	
香南市長	
香美市長	
東洋町長	
奈半利町長	
田野町長	
安田町長	
北川村長	
馬路村長	
芸西村長	
本山町長	
大豊町長	
土佐町長	
大川村長	
いの町長	
仁淀川町長	

氏名等	備考
中土佐町長	
佐川町長	
越知町長	
梶原町長	
日高村長	
津野町長	
四万十町長	
大月町長	
三原村長	
黒潮町長	
高知市消防局長	
室戸市消防本部消防長	
安芸市消防本部消防長	
南国市消防本部消防長	
土佐市消防本部消防長	
土佐清水市消防本部消防長	
香南市消防本部消防長	
香美市消防本部消防長	
高吾北広域町村事務組合消防本部 消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
仁淀消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	
幡多西部消防組合消防本部消防長	
嶺北広域行政事務組合消防本部消 防長	
中芸広域連合消防本部消防長	

別表2（第6条第2項関係） 専門部会 委員名簿

専門部会	氏名等
総務部会	井田 知也（近畿大学経済学部 国際経済学科長・教授）
	高知市長
	安芸市長
	南国市長
	宿毛市長
	田野町長
	北川村長
	本山町長
	中土佐町長
	黒潮町長
	高知市消防局長
	土佐清水市消防本部消防長
	香南市消防本部消防長
	仁淀消防組合消防本部消防長
	中芸広域連合消防本部消防長
	財務部会
土佐市長	
香南市長	
東洋町長	
奈半利町長	
芸西村長	
土佐町長	
佐川町長	
梶原町長	
大月町長	
高知市消防局長	
香美市消防本部消防長	
高幡消防組合消防本部消防長	
幡多中央消防組合消防本部消防長	

専門部会	氏名等
消防業務部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	室戸市長
	香美市長
	馬路村長
	大川村長
	いの町長
	越知町長
	四万十町長
	三原村長
	高知市消防局長
	安芸市消防本部消防長
	土佐市消防本部消防長
	高吾北広域町村事務組合消防本部消防長
	嶺北広域行政事務組合消防本部消防長
通信・システム部会	永田 尚三（関西大学社会安全学部 教授）
	須崎市長
	土佐清水市長
	四万十市長
	安田町長
	大豊町長
	仁淀川町長
	日高村長
	津野町長
	高知市消防局長
	室戸市消防本部消防長
	南国市消防本部消防長
	幡多西部消防組合消防本部消防長

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
1	基本計画の決定スケジュール	◎ 総務	平山委員 (南国市)	令和8年1月に検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化に関する合意が形成されたことになるのか。また、その後の市町村議会で基本計画に対する意見等が出た場合、その内容を基本計画に反映させることができるのか。	基本計画は、消防組織法第33条における「推進計画」に相当するものであり、県が定めることとされています。また、「推進計画」を定める場合や変更する場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないとされていることから、検討会を通じて市町村の意見を丁寧にお伺いしたいと考えています。その上で、検討会として基本計画案を決定した場合、消防広域化の推進について、県と市町村が合意できたことになると考えています。また、検討会で合意した基本計画案を県が正式決定した後、市町村議会から意見等が出た場合は、市町村議会の議決を経て令和8年度以降に設置される法定協議会の場において、市町村議会からの意見等を実施計画（消防組織法第34条における「広域消防運営計画」に相当）に反映させていきたいと考えています。
2	ワーキンググループ等のメンバー	◎ 総務 財務 消防 通信	平山委員 (南国市)	消防長や課長だけでなく、若い職員の意見を取り入れて欲しい。	ワーキンググループ等には、組織としての考えを述べる立場の方に参加していただきたいと考えています。その際には、必要に応じて、若い職員の意見も取り入れて発言していただければと考えています。
3	シミュレーション	◎ 総務 財務 消防 通信	桑名委員 (高知市)	財政負担や組織体制に関するシミュレーションがないと議論にならないので、早期にシミュレーションを示して欲しい。	シミュレーションができたものから、専門部会等で順次提示したいと考えています。全体のシミュレーション結果については、第2回あり方検討会（11月予定）で提示したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
4	広域化のメリット	総務 財務 ◎ 消防 通信	依光委員 (香美市) 桑名委員 (高知市)	消防や救急の現場到着時間の短縮など、広域化のメリットをデータで示す必要があるのではないか。 広域化の賛同を得るために、広域化によって住民がどういう恩恵を受けるのかを示していただきたい。	シミュレーション等により、消防広域化による消防力の運用効果をデータで示していきたいと考えています。
5	サービスの低下や財政負担の増加	◎ 総務 財務 消防 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	広域化により、サービスの低下や負担の増加につながるのではないかと。	<u>基本構想Q&A（Q3への回答）</u> のとおり、消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。 このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。 また、市町村の財政負担（分賦金）については、今後実施するシミュレーションを基に検討したいと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
6	新法人の名称	◎ 総務	上村委員 (北川村)	「広域連合高知県消防局（仮称）」は、県の組織と誤解されるのではないかと。	ご意見を踏まえて、総務部会で名称を検討し、第2回あり方検討会でお示ししたいと考えています。
7	職員の処遇	◎ 総務 財務 消防	平山委員 (南国市)	給与、人事異動、福利厚生等、職員の処遇の方向性を示していただきたい。 他の市町村への異動に対し、心配や不安がある職員がいることを考慮して欲しい。	<u>基本構想Q&A（Q11への回答）</u> のとおり、職員の処遇については、今年度から議論を開始します。 勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討していきたいと考えています。 その上で、各消防本部から広域連合に移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、検討していきたいと考えています。 また、 <u>基本構想Q&A（Q12への回答）</u> のとおり、人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
8	職員の配置	◎ 総務 消防 通信	小田委員 (越知町) 竹村委員 (一財 HATA)	地元の中山間地域で働きたい職員を、地元 に配置するようにして欲しい。また、職員 の配置を検討する際は、人口規模の他、 地域内の土地の高低差や道路幅などの地 理的な条件も考慮して欲しい。 広域化により他の市町村に異動すること になれば、地元で働きたい方の考えが 変わるのではないか。また、職員が家 族と一緒に住めるようにすることも大事 ではないか。	各市町村長等のご意見を踏まえ、職員 の募集や採用、配置の考え方を検討し たいと考えています。
9	消防費の基準 財政需要額	◎ 総務 財務	平山委員 (南国市)	常備消防費や非常備消防費、事業費補 正等を区分して示して欲しい。	事務局において整理した上でお示し したいと考えています。
10	方面消防本部	◎ 総務 消防	中平委員 (四万十 市)	各方面消防本部の中で、一定のサー ビス提供が完結するようにして欲しい。	方面消防本部にどういった機能を持 たせるか、総務部会や消防業務部会 で検討したいと考えています。
11	方面消防本部	◎ 総務 消防	竹村委員 (一財 HATA)	方面消防本部の数はなぜ6ヶ所なの か。	県内40箇所を設置されている消防署 所と広域連合本部との間の連絡調整 を円滑に行うため、県の区域を経済 社会活動上のまとまりに着目して6つ に区分し、それぞれに方面消防本部 を置き、連絡調整の事務を分掌させ ることにしています。 具体的な線引きについては、県や国 の各種地方行政機関の管轄区域（ 県の総合防災対策推進地域本部や福 祉保健所、土木事務所）等も参考 にして、基本構想に掲げた6つの区 域に分割することとしたものです。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
12	指令体制	総務 ◎ 消防	板原委員 (土佐市)	現在、市町村が設置する災害対策本部と消防本部が連携して指令を行っているが、消防本部が広域連合となった場合、指令体制はどうか。	<p>広域連合の発足後における消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしています。</p> <p>このため、例えば、市町村の災害対策本部と消防本部の連携については、最寄りの消防署所の幹部職員を災害対策本部に派遣し、連携して指令を行っていくことになると考えています。</p> <p>なお、最寄りの消防署所の幹部職員を、市町村の災害対策本部の本部員として任命する（災対法第23条の2第3項）ことにより、連携体制を確保することも考えられます。</p>
13	消防団員の確保、報酬	総務 ◎ 消防	片岡委員 (佐川町)	若者が消防団に入っていない状況であり、消防団員の確保についても基本計画に取り入れて欲しい。また、消防団員の出勤手当の金額が市町村によって異なっており、財政状況が厳しい市町村を支援して欲しい。	本検討会の設置趣旨に鑑みれば、消防団に関する事務ではなく、常備消防の組織体制に係る調査や審議を優先すべきものと考えますが、ご指摘の点を含め、消防団事務のあり方と広域連合との関係については、消防団事務の広域連合への委託状況も見極めながら、検討会の消防業務部会や広域連合発足後の管理者会議、方面本部管理運営協議会等の場で議論いただければどうかと考えます。
14	中山間地域の消防・救急	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	中山間地域から都市部の医療機関へ長時間の移送を行う場合、移送の間は中山間地域に空白が生じる危険性がある。広域化によってその危険性がどうか心配している。	広域化により管轄のカベが無くなり、現場から近い消防署からの出動が可能となることから、中山間地域に空白が生じる危険性を大幅に軽減させることができるのではないかと考えています。

第1回高知県消防広域化基本計画あり方検討会（R7.4.28）におけるご意見と対応について

NO.	項目	関係部会	発言者	ご意見の内容	県の考え方
15	在宅医療の患者への対応	総務 ◎ 消防	木下委員 (県立大)	高齢の方や終末期の方の容体が急変した時の対応について、地域の関係者で連絡を取り合っ て情報を共有している例がある。広域化によ ってそうした情報が共有されなくなり、過剰 な医療が提供されるようなことが起こらな いようにして欲しい。	終末期の方への対応について、本県では、 令和6年度に消防と医療関係者の間でル ール化しており、広域化後も対応が変 わることはないと考えています。
16	業務システム	総務 財務 消防 ◎ 通信	板原委員 (土佐市) 中平委員 (四万十市)	ランニングコストを含め、非常に高額な負 担を強いられるのではないかと。地元 のことがわからない職員が119番通報 を受け、谷を間違っ て救急車が向かったことがあつた。 業務のデジタル化を進めて欲しい。	消防指令システムなど、消防本部がそれ ぞれで運用している業務システムを統 一した場合には、スケールメリット により安価になることが考えられま す。また、システムの統一や導入にあ たっては、コスト面だけでなく、職員 の負担軽減等の観点も踏まえながら 検討したいと考えています。高度化 したシステムの導入により、通報者の 位置をより正確に把握し、出動車両 にその位置情報をリアルタイムに共 有するなど、より迅速かつ的確な対 応ができるようになると思 っています。



1 専門部会等における協議・意見交換の進め方

- 高知県消防広域化基本計画の策定の検討に当たり、協議・意見交換が必要な事項を事務局（県）が提示。
- 事務局が提示した事項について、今後、専門部会（またはワーキンググループ）において協議・意見交換を行う。
 ※事務局が提示する事項以外についても、必要に応じて追加する。

2 主な協議・意見交換事項

①財務部会

4/28検討会においては以下を提示したところ。議論の参考となる情報を含めた詳細は次のページ以降に記載。

- 1 広域連合の財務、施設及び装備に関すること
 - (1) 既存の財産及び債務のあり方
 - (2) 消防署・分署所、資機材等の整備計画・負担について
 - (3) 広域連合発足後の財務会計事務の執行体制について
- 2 広域連合の分賦金に関すること
 - (1) 広域連合発足後の歳出及び分賦金について
 - (2) 分賦金の算出基準について



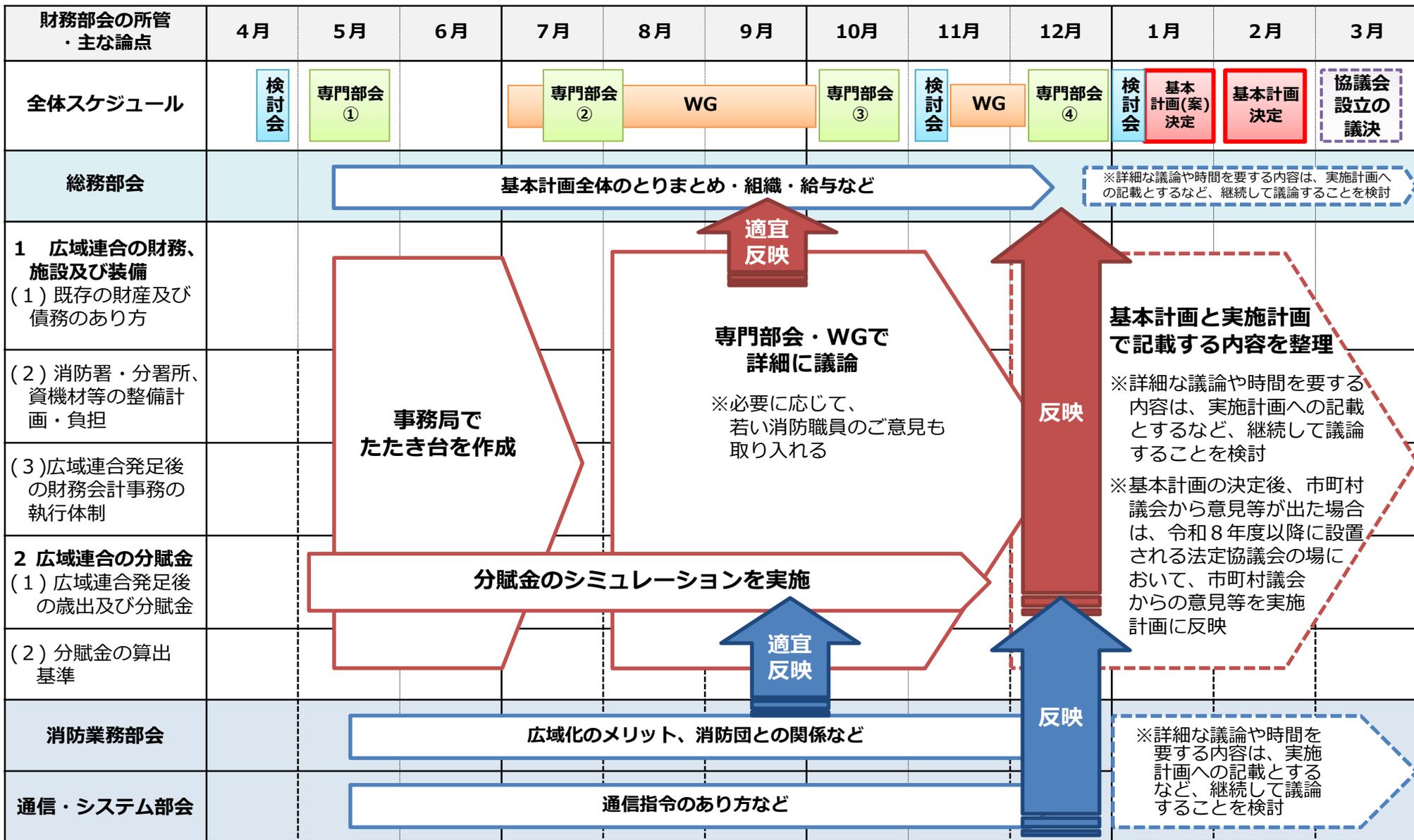
第3回財務部会（10月頃）までに部会としての合意を目指す事項
※第2回あり方検討会（11月頃）で提示

- <基本計画に関する方針等>
- **広域連合の歳入・歳出の骨格案**
 広域連合の歳入・歳出の全体像
 財務会計制度（予算、契約等）
 - **既存の財産や債務の取扱の骨格案**
 - **新たな施設や資機材等の整備の骨格案**
 自賄い方式の導入の要否、導入範囲の決定
 - **分賦金の負担の骨格案**
 基礎サービス・付加サービスの区分
 基礎サービス分の算定基準



スケジュールについて

スケジュールは協議の状況や日程の都合により変動する可能性がある





1 広域連合の財務、施設及び装備に関すること

(1) 既存の財産及び債務のあり方

<検討の方向性>

- 不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合へ無償貸与
- 一部事務組合の解散等の場合は、広域連合へ無償譲渡
- 広域化前の債務は構成団体に存置

<参考> 他事例との比較

		広域連合 高知県消防局 (仮称)	奈良県広域消防組合 (奈良県広域消防組合消防本部)	とちぎ広域消防事務組合 (とちぎ広域消防局)	隠岐広域連合 (隠岐広域連合消防本部)
考え方			構成団体数が同程度	面積が広い	県を含んだ広域連合
基本情報	方式	広域連合	一部事務組合	一部事務組合	広域連合
	構成団体数	34市町村	37市町村	19市町村	県+4町村
	管轄人口	648,313人	817,466人	325,141人	18,611人
	管轄面積	7,102km ²	3,361km ²	10,832km ²	346km ²
既存の財産の 取り扱い		○ <u>不動産及び償却資産は無償貸与、その他の財産は無償譲渡</u> ※一部事務組合の解散等の場合、広域連合へ無償譲渡可	○ <u>土地は無償貸与、建物及び動産は無償譲与</u>	○ <u>無償貸与</u>	○ <u>財産は、広域連合に帰属</u> ※既存の事務組合の事務の一部を持ち寄って、広域連合を新設したため
既存の債務の 取り扱い		○ <u>広域化前の債務は構成団体に存置</u> ※一部事務組合の解散等の場合は、同組合の構成団体が公債費の財源として分賦金を支弁する場合に限り、広域連合が引き受けることができるものとする。この場合の分賦金は、別途加算すべき額として取り扱う	○広域化前の消防施設整備に係る <u>地方債等の債務は当該市町村が負担</u>	○ <u>債務は引き継がない</u>	○ <u>債務は、広域連合に継承</u> ※既存の事務組合の事務の一部を持ち寄って、広域連合を新設したため

※高知県消防政策課調べ (他団体分は法に基づく運営計画等の公表資料から抜粋※隠岐広域連合はアンケート調査による)



1 (2) 消防署・分署所、資機材等の整備計画・負担について

<検討の方向性>

- (第1期(令和10~12年度)においては、)現状の40署所体制及び職員の総定数については現行水準を下回らないことを基本
- 資機材等の整備計画や負担に関すること(分賦金の算出に含めるのか、自賄い的に取り扱うか、経費ごとに検討)

今後の進め方(案)

- **消防署・分署所、資機材等の現状、新規・更新に係る計画を把握するため、消防本部に対して調査を実施。**
※消防署・分署所、資機材等の新たな整備に関する考え方を検討。
- **調査や他県事例を参考に自賄い的に取り扱う範囲を検討。**

<参考> 消防車両数等の現状 (令和6年度版消防現勢)

消防本部名	構成市町村数	現人口(人)	面積(km ²)	消防本部						消防車両等												
				署数	所数	職員定員	火災件数	救急件数	救助件数	永槽付ポンプ車含む	ポンプ車	はしご車	化学消防車	林野工作車	救助工作車	救急車	高規格救急車	無人航空機	指令・指揮車	査察・広報車	防災教室車	救急指導車
高知市	1	316,410	309	4	4	369	92	21,052	82	20	2	1	0	4	0	13	4	6	1	0	1	1
室戸市	1	13,789	322	1	1	55	14	1,340	6	2	0	0	0	0	0	3	2	1	2	0	0	0
安芸市	1	19,472	357	1	0	40	5	1,500	22	2	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0
南国市	1	46,133	125	1	1	71	25	3,254	17	3	0	1	0	1	1	5	0	2	1	1	0	0
土佐市	1	25,975	92	1	1	50	10	1,678	12	2	0	0	0	1	0	3	2	2	0	0	0	1
土佐清水市	1	11,943	266	1	0	37	3	998	8	3	0	0	0	1	0	2	2	1	2	0	0	0
香南市	1	32,902	126	1	0	52	23	2,014	14	2	0	0	0	1	0	2	2	1	1	0	0	1
香美市	1	25,000	538	1	1	57	14	1,943	21	3	0	0	0	1	0	2	1	2	2	0	0	0
高吾北広域	3	21,597	546	1	1	49	11	1,588	24	4	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	1	0
高幡	5	49,599	1,405	2	4	140	24	3,632	43	6	0	0	0	2	0	7	2	13	1	1	0	0
仁淀	2	25,987	516	1	2	57	13	1,697	22	4	0	0	0	1	0	3	3	3	1	0	1	0
幡多中央	2	42,049	821	2	1	82	19	2,743	20	4	0	0	1	1	0	3	1	3	2	0	0	0
幡多西部	3	24,757	474	1	2	65	15	1,735	14	4	0	0	0	1	2	1	1	4	0	0	0	0
嶺北広域	4	10,178	757	1	1	42	9	919	23	3	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	0	0
中芸広域連合	5	9,741	449	1	0	40	7	830	7	2	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0
高知県(15)		675,532	7,103	20	19	1,206	284	46,923	335	64	2	2	1	15	3	52	23	42	14	2	3	3



<参考：分賦金の自賄い方式の取り扱いについて> ※基本構想第3章3 施設・整備(1)

施設・装備（庁舎、車両、資機材等）のうち、市町村消防機関として通常保持すべき水準に係るものの整備及び管理については、県消防局の本部で一元的に企画し、経費を支弁し、執行することを原則とする。ただし、**施設・装備のうち、専ら特定の構成市町村に便益をもたらすものについては、いわゆる「自賄い方式」（構成市町村が区域内の施設・装備について、自ら財源調達の上で整備・所有し、広域連合に無償貸付してその管理を委ねる方式をいう。）の導入の可否及びその範囲のあり方について検討し、その結論を基本計画において反映する。**

<参考> 高幡消防組合の例

<分担金の徴収基準 ※高幡消防組合分担金徴収条例>

- それぞれの市町の当該年度の消防費に係る**基準財政需用額の割合により負担**する経費
 - (1) 議会費及び監査委員費
 - (2) 組合消防本部に要する総務費、常備消防費、消防施設費、公債費
 - (3) **救急自動車及び搭載資機材の購入**に要する経費は、**購入する該当署所の市町負担が経費の2分の1、本部負担の経費が2分の1**
 - (4) 職員操法大会及び職員救助大会（水難救助を含む。）の経費並びに訓練に要する経費
 - (5) その他必要に応じ、市町との協議により定めた経費
- 市町が単独で負担**する経費
 - (1) **署、分署に要する常備消防費**
 - (2) 非常備消防費（消防団員の退職に関する褒償条例による退職褒償金、高知県消防協会及び高知県消防補償等組合並びに防火防災訓練災害補償等の各負担金）
 - (3) **市町に設置する消防施設費の内、財源の一部を国庫補助金及び県費補助金並びに起債を充てて行なう工事請負費、備品購入費、公課費**
 - (4) 公債費
 - (5) その他必要に応じ、市町の申出により行なう経費



(3) 広域連合発足後の財務会計事務の執行体制について

<検討の方向性>

- 財務規則、指定金融機関等の検討
- **現行の高知市における制度・運用を基本として検討することでよいか**

<参考> 他事例との比較

	広域連合高知県消防局 (案)	高知市
財務等に関する事務	高知市における制度・運用を基本に検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知市予算規則 ・ 高知市会計規則 ・ 高知市契約規則 など
指定金融機関	高知市における指定金融機関を基本に検討	高知市会計規則第97条において定める (四国銀行高知市役所支店)

※こうち人づくり広域連合、高知県後期高齢者医療広域連合は、規則改正等の際は高知県を参考に改正等を行っている。



2 広域連合の分賦金に関する事 (1) 広域連合発足後の歳出及び分賦金について (2) 分賦金の算出基準について

<検討の方向性>
 (1) 広域連合発足後の歳出及び分賦金について
 > シミュレーション等を参考にして検討
 (2) 分賦金の算出基準について
 > 「基礎サービス分」と「付加サービス分」のあり方
 (分賦金は、基準財政需要額等により算出する「基礎サービス分」と、各市町村域における付加的な消防サービスを賄うための「付加サービス分」とで負担することを想定。「基礎サービス分」と「付加サービス分」の範囲に関して検討。)

消防にかかる決算額調査の実施

- ・ **現在、県内市町村等に対して消防にかかる決算額調査を実施中**
- ・ **調査後、(一財)消防防災科学センターから他県情報などの情報提供を受け、精査した上で専門部会等で検討**

<調査の目的>
 ・ **分賦金については、市町村普通交付税算定に係る消防費の基準財政需要額等に応じて算定した額を基本とすることを想定**しており、そのシミュレーションを行うに当たって現状を把握するため調査を実施。
 ※調査対象：県内全市町村 + 一部事務組合

- <調査項目>
- ◆ 経常的経費 (常備消防分)
 - ① R5決算統計の消防費を常備/非常備ごとに振り分け (うち一般財源の額の確認含む)
 - ② 消防費以外に含まれる消防関係費を抽出
 - ◆ 投資的経費
 - ③ 消防費における普通建設事業費を抽出 (県で過去10年間の平均値を算出)
 - ④ 消防に関係する公債費を抽出 (市町村へのサンプル調査により推計)



＜検討の方向性＞
➤ **シミュレーションを参考にして、広域化後の組織体制及び職員配置の方向性の決定**
（「広域連合発足時」、「通信指令業務の集約完了時」の2段階を想定）

現況調査（人役調査）の実施

・ **現在、県内15消防本部に対して人役調査を実施中**
（令和5年度に実施した調査をベースに、調査内容を3消防本部（高知市、香美市、嶺北）に事前ヒアリングを実施。
各業務の具体例や令和5年度調査との比較によるセルフチェック項目を追加。）

・ **調査後、（一財）消防防災科学センターにおいて精査し、ワーキンググループ等で確認**

＜調査の目的＞

- ・ 県内消防本部は、兼務職員が多いことから、全ての消防吏員等の個々の人役調査を実施
- ・ この調査により、現場の消防力を確保するとともに、直接部門と間接部門との兼務を解消するために捻出することができる間接部門の人役を把握するなど、職員配置を検討するベースとする。

＜調査項目＞

1. 消防本部名 2. 署所名 3. 部署名 4. 階級 5. 年代 6. 性別
7. 人役（間接部門）(1) 管理部門 (2) 総務事務 (3) 指令事務 (4) 警防事務 (5) 救急事務 (6) 予防事務 (7) 消防団事務
（直接部門）(8) 警防業務 (9) 救急業務 (10) 予防業務 (11) その他業務

職員配置の基本シミュレーションの前提条件（案）

・ **上記の調査実施後、職員配置の基本シミュレーションを実施**
※他県事例、消防力の整備指針、各消防本部へのヒアリングをもとに、（一財）消防防災科学センターにおいて実施。
※「広域連合発足時」、「通信指令業務の集約完了時」の2段階で実施。

＜基本シミュレーションの前提条件（案）＞

- ・ 以下の前提条件の下、**間接部門を最もスリム化**した上で、**削減効果分を再配置**する職員配置を基本シミュレーションとして実施。
 - ・ 職員の総定数 現行水準を下回らないことを基本
 - ・ 署所数 現状の40署所体制を維持
- ・ 基本シミュレーションに基づく職員配置の見直し等を行う場合には、必要に応じて再度シミュレーションを実施。

※ 3交代制の導入や欠員補充などにより職員の総定数が増加するケースのシミュレーションを実施する場合は、必要となる財源の確保の方策についても検討が必要。



奈良県広域消防組合（H26.4設立）

<概要>

奈良県内の2市（奈良市、生駒市）を除く37市町村で広域化

方式：一部事務組合 構成団体数：37市町村

管轄人口：817,466人（R6.4） 管轄面積：3,361km²

署所数：18署、12分署、7出張所

<広域化前の懸念事項>

- ・ 消防サービスの低下や切り捨て、人材や財源の流出
- ・ 職員の待遇（格差への対応）やポストの減少

<広域化の主な効果>

○ 住民サービスの向上

- ・ 救急事案が多数重複した場合でも、**最先着が見込める署所から出動**する体制を構築
- ・ 通信指令施設を一元化して、直近の署所から出動することで**現場到着までの所要時間の延伸を抑制**
- ・ **救急車不足の回避**
- ・ **特殊事案に初動から多数の隊を出動**しながらも、他事案にも通常どおり対応

○ スケールメリットの実現

- ・ **出動隊数を増加**させ、現場対応力を強化
- ・ **専門要員（救急救命士等）の養成・一部専従化**
- ・ 財政規模拡大に伴う**高度な消防施設・設備の整備**
- ・ **柔軟な人員配置**、大量採用による**人材の確保**

<今後の課題>

- ・ **増加する救急需要や大規模広域災害への対応**
- ・ **消防指令システムの更新、署所庁舎の老朽化**
- ・ **大量退職期の到来、新規採用者の確保**
- ・ **予算規模の増大、市町村分担金の増額**

大分市消防局「おおいた消防指令センター」

（R6.10運用開始）

<概要>

大分県内の指令業務を共同運用

方式：事務委託

構成団体数：18市町村

（14消防本部）

管轄人口：1,076,955人（R6.4）

管轄面積：6,340.7km²



<共同運用前の懸念事項>

- ・ 地理に不案内な指令員が通報を受けた場合の指令の遅延

<共同運用の主な効果>

○ 消防指令システムの**共同整備による費用削減**

- ・ 14消防本部の個別整備（試算）：約159億円
- ・ 共同整備の全体事業費：約65億円（**▲94億円**）

○ 受付から指令送出までの時間短縮

- ・ 機器の高度化、目標物データの充実、指令方法の県内統一化等により実現

○ 業務効率やパフォーマンスの向上

- ・ 訓練や研修を通じた、指令員のスキル向上

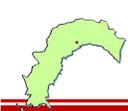
<今後の課題>

・ **通信指令業務に携わる人員の効率化**

（地理の不案内への対策として、現在は各消防本部に通信要員を常時配置。但し、センターから通信要員へ問い合わせた事案はほとんどない。）

・ 消防指令システムの**維持管理費の縮減**

（特に、通信費用は管轄区域の広域化と比例して高くなる傾向）



1 高知県内15消防本部と県警本部の比較

消防本部 消防指令 (15ヶ所)	区 分	県警本部 通信指令課 (1ヶ所)
46,286件 (119番の出動回数)	出動回数・有効受案件数 (令和5年)	36,584件 (110番の有効受案件数)
80億円程度	システム整備費	40億円程度
20人程度	運用体制	5人程度

2 大分県における「おおいた消防指令センター」の整備効果 (令和6年10月運用開始)

※大分県の総人口（令和7年3月1日現在の推計値）：1,080,581人

区分	14消防本部が個別整備 (試算額) 【ケースA】	共同整備 (実績額) 【ケースB】	差引 B - A	節減効果
消防指令システム	103.1億円	33.4億円	△69.7億円	
消防救急デジタル無線	55.9億円	31.6億円	△24.3億円	
計	159.0億円	65.0億円	△94.0億円	

耐用年数10年とした場合、
単年度のあたりの節減効果は
約△9.4億円

「高知県消防広域化基本構想」 Q & A

高知県消防広域化基本構想の公表にあたり、パブリックコメントなどでいただいた主なご意見に関する県としての考え方のポイントを取りまとめて、Q & Aを作成いたしました。

< I 消防広域化の必要性 >

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょう？

< III 消防広域化基本構想 第2章 新たな組織の骨格案 >

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

Q 4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

Q 5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

Q 6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

< III 消防広域化基本構想 第3章 新たな組織における業務展開の方向性 >

Q 9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

Q 10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

Q 11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないのでしょうか？

Q 12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

Q 13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

Q 14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないのでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

< III 消防広域化基本構想 第4章 新体制への移行スケジュール案 >

Q 15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

Q 16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

Q 17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

※Q & A 中は、以下のとおり、正式名称を略称で記載しています。

- ・高知県消防広域化基本構想 …基本構想
- ・高知県消防広域化基本計画（消防組織法第33条第1項に規定する推進計画） …基本計画
- ・高知県消防広域化基本計画あり方検討会（、専門部会及びワーキンググループ） …あり方検討会（等）

Q 1 なぜ消防広域化で、一気に県一が必要なのでしょう？

(答)

- 県内の消防本部の多くは小規模であるため、消防広域化によるスケールメリットを生かし、間接部門を集約して、そこから生じる人員を直接部門である現場に振り向けることが重要です。
- その観点から考えますと、統合は広範囲で行うほど効果的であり、例えば県内3区分から始めるといった形で段階的に進めるのではなく、一括して広域化することが統合のメリットを最も大きくかつ速やかに実現できる手法であると考えられます。
- また、広域化に伴う新組織の設立には相応のコストがかかりますので、段階的な統合ではかえって費用がかさみ、費用対効果が見合わなくなる可能性が高くなります。
- このため、広域化するのであれば、県全体で一括して県一で実施することが最もスケールメリットを発揮できる方法であり、妥当であると考えています。

Q 2 広域連合長は、誰が選任されることを想定しているのでしょうか？

(答)

- 地方自治法では、広域連合の長は、広域連合の規約に基づき定めるところにより、広域連合を組織する地方公共団体の長（全市町村長及び知事）の投票により選挙することと規定されています。
- 県としては、消防組織法にうたわれている市町村消防の原則に鑑み、広域連合長は市町村長の中から選任されることが適当であると考えます。
- 具体的な選出方法については、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 3 県一消防広域化で、消防署の統廃合が進む可能性はありますか？

(答)

- 今回の消防広域化は、消防署所や消防職員等の削減を目的とするものではなく、人口減少が進む中であっても、必要な県内消防力（特に現場要員）の確保を図ることを目的としています。

- このため、基本構想では、現在の消防力の水準を確保する観点から、消防署所の組織体制は、少なくとも第1期までの間においては、現行の40消防署所体制を下回らないことを基本として検討することとしております。
- 今回の広域化とは別に、将来的に例えば更なる人口減少や交通事情の改善などの著しい環境変化が生じた場合には、広域連合及び関係市町村の間で組織の再編や費用負担ルールの見直し等の対応が協議される可能性はあると考えています。

Q4 消防広域化によって、消防団と消防署の関係はどうなりますか？

(答)

- 消防団は、消防組織法に基づき、市町村ごとに設置された消防機関として法令上は市町村長の指揮下に入りますが、実際の活動の場面では、同法の規定により、地元の消防署長の所轄の下、消防活動を行うことで、双方の密接な関係が保たれています。
- このような消防団と地元の消防署との関係は、消防広域化により、市町村長の消防本部に対する指揮監督権が広域連合に委ねられた後においても、維持していかなければなりません。
基本構想では、現行の40消防署所体制を確保することを基本として検討することとしており、実際の消防活動の場面における消防団と消防署との関係は保たれるものと考えています。
- また、消防団事務は、現在、市町村からの委託で消防本部が担っている場合も多いことも踏まえて、引き続き広域連合（具体的には消防署所等）に市町村が事務を委託することができることとしていますので、地域での実情や必要に応じて、現状の体制を続けることが可能となっています。
- このように、広域化が行われたとしても、消防団と、地元の消防署との、連携や協力体制は、現在の関係を維持していけるものと考えていますが、その際の市町村長の関与のあり方などについては、今後も、あり方検討会の場等を通じて、丁寧に議論を行います。

Q5 消防広域化に対して国や県からの財政支援はあるのでしょうか？

(答)

- 国の財政支援としては、市町村への特別交付税による消防広域化臨時経費（消防本部の名称・場所の変更等、業務の統一に伴うシステム変更、規定整備等）への支援や、緊急防災・減災事業債による消防署所等の増改築に係る経費への支援等があります（令和6年度時点）。
- 本県が推進する県一消防広域化は全国に先駆けた取り組みであり、国の財政措置を最大限活用できるよう、県として国に対し財政支援策の大幅な拡充を求めていくことを検討しています。
- また、県の財政措置としては、あり方検討会等の設置・運営や、分賦金・人員配置シミュレーションの経費として、令和7年度予算に2,900万円を計上しており、今後も必要に応じて検討してまいります。

Q6 分賦金や人員配置のシミュレーションは、どのように行われるのでしょうか？

(答)

- 分賦金及び職員配置のシミュレーションは、令和10年度（広域連合発足時）と令和15年度（県一消防指令センター運用開始時）の2つの時点を対象に実施する予定です。
それぞれの時点で、消防広域化を行った場合と、現状の15消防本部体制を継続した場合を比較し、シミュレーションを行います。
- シミュレーションの前提条件は、あり方検討会等で事前に確認を行った上で設定して実施する予定です。
また、シミュレーションに必要な基礎データとして、各消防本部の消防力、職員配置、運営経費などについて情報収集し、現状を把握した上でシミュレーションを実施します。
- シミュレーション結果は、あり方検討会等に報告し、これを踏まえて新体制下での組織や財政を検討し、令和7年度中に策定予定の基本計画に反映します。
- なお、シミュレーションに必要な経費は、県の令和7年度当初予算に計上しており、調査事業の経験が豊富で、消防、防災を専門とする調査機関に委託することとしています。

Q 7 県一消防広域化によって、各市町村の財政負担は増えるのでしょうか？

(答)

- 分賦金の算定については、市町村普通交付税算定に係る消防費の基準財政需要額等に応じて算定した額を基本とすることを想定しており、これまで基準財政需要額の規模に比して実際の消防関係経費の支出が抑制されてきた市町村等においては、現状の消防への負担額から増える可能性があります。
- このため、負担増への対応として、基本構想では、広域連合設立後に消防事務の組織・業務の一本化が完成するまでの間においては、基礎サービス分に係る分賦金の額のうち、各市町村における常備消防サービスの実態を鑑み、過大と認められる額を控除することができるものとしています。
- 一方で、他県では、消防指令システムの整備及び保守運用並びに消防車両の購入等において、消防本部ごとに購入した場合と比較して大幅な経費削減が実現した事例があります。
本県の消防広域化においても、スケールメリットによる同様の経費削減効果の実現により、構成市町村の負担軽減を目指します。
- 消防広域化後の財政については、職員の人件費、資機材の購入及び施設整備等に要する経費のシミュレーションを行い、その結果を踏まえて、分賦金の算定方法の詳細等について、あり方検討会等で議論を進めます。

Q 8 広域連合への財産移転に伴い、市町村の貸借対照表上、資産が減少し負債のみが残ることが懸念されますが、どのように対応するのですか？

(答)

- ご意見を踏まえて、基本構想における既存財産の取扱いを見直し、不動産及び償却資産については、現市町村等に所有権を残し、広域連合への無償貸与を行うこととしました。
- この結果、市町村等には、負債見合いの資産が残ることとなり、貸借対照表のバランスが大幅に悪化することは避けられるものと考えます。

- ただし、一部事務組合の解散等により、不動産及び償却資産が広域連合に無償譲渡のみ行われる場合は、市町村に譲渡前の負債は残ることになります。

Q9 消防広域化後、消防職員の充足率は向上するのでしょうか？

(答)

- 消防広域化後における、消防職員の充足率については、現時点では、算定が出来ておりません。
- 県全体としての充足率の算定に必要な職員数（分子）については、基本構想でお示ししている、現行水準を下回らない職員の総定数をベースに、来年度、シミュレーションを行っていくことにしています。
- 算定にあたって、もう一つ必要となる、消防力の整備指針による職員の目標数（分母）については、これまで、現状の15消防本部、それぞれの目標数を足し合わせたものを用いてきました。
- 広域連合発足時は、県民人口65万人を1つの消防本部として全県を管轄することになり、目標数（分母）についても、スケールメリットを反映した算定に見直す必要があります。
- 具体的な目標数は、あり方検討会等で議論をスタートし、広域連合発足時までには定めることとしており、充足率については、その時点でお示しできると考えています。

Q10 消防広域化後、消防職員の採用はどのように行われますか？

(答)

- 消防広域化後は、消防職員の採用を広域連合として全県で一元的に行うことを想定しています。
- 地域の若年人口が減少する中、郡部の小規模な消防本部では消防吏員の確保が難しくなっているとの声がありますが、消防広域化により常備消防組織全体の規模が拡大し、職場としての魅力が向上することで、人材確保がしやすくなることが期待されます。

- なお、具体的な消防職員の採用及び配置の方法については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q11 消防職員の給与等の処遇については、早めに検討すべきではないでしょうか？

(答)

- 消防職員の給与制度などの処遇については、現行の15消防本部で差異がありますが、その実状を定量的に把握し、そのうち解消を図るべき格差相当分を特定した上で各職員の処遇の統一を図るまでには、財源の確保や個別の運用調整を含めて相当の時間を要することが想定されます。
そのため、基本構想では、第1期は間接部門を集約・スリム化し、現場の消防力を確保することを優先した上で、第2期末までに消防職員の処遇統一を目指す方針です。
- パブリックコメントで職員の処遇等に関する意見が多く寄せられたことを踏まえ、給与等、消防職員の処遇の統一に向けた議論も早期に開始し、諸条件が整った場合には、実行に向けて早期に着手すべきものと判断しました。
このため、令和7年度のあり方検討会等から議論を開始した上で、広域連合発足後、処遇改善についても第1期において着手する旨を基本構想でも明記しています。
- なお、広域連合の給与及び階級制度（給与表、階級区分、昇格昇給基準等）、さらに勤務条件に係る制度のあり方については、事務処理の便宜上、職員数が最も多い高知市消防局の現行制度をベースとして検討することとしてはどうかと考えられます。その上で、各消防本部から移行する職員に関する取扱いのルールについては、新たな給与表において、移行前の給料月額を下回らない号俸に格付けを行うことを基本として、あり方検討会等の場で実務的に検討されるべきものと考えます。

Q12 消防広域化後、消防職員の異動はどのように行われますか？

(答)

- 人事異動は、一般的には消防職員本人の希望及び所属側の意向を踏まえて行われるべきものと考えます。

- 長年わたる市町村消防の原則の浸透により、多くの消防職員は自らが、これまで培ってきた土地勘や地域での人的ネットワーク等を生かすためにも、地元の消防署所での勤務を望む場合が多いと考えます。
- また、同様に、広域連合の意思決定過程において大きな比重を占める市町村長や市町村議会議員の方々の間でも、地域の消防署所の人員配置については地元出身者などの地元の事情に通じた職員を中心とした体制を希望する意見が大半を占めるものと思われまます。
- 他方で、異動による職員のモチベーションやスキルの向上や、小規模な所属での人事の硬直化に伴う弊害の解消といった観点から、広域的な異動の持つ積極的な意義を評価する声もあります。
- 併せて、広域化に伴う間接部門の集約化等により、広域化前に比べて旧消防本部管轄地域の範囲を越えた人事異動が必要となる場合が増加することが想定されます。
- 以上を総合的に考慮した場合、広域化後の人事異動の傾向としては、一部の職員については、旧管轄区域外に異動するケースが広域化前よりも一定程度増えることも考えられますが、多くの消防職員の場合、引き続き管轄区域内での異動が中心となるものと想定しています。
- 具体的な人事異動のあり方については、今後、あり方検討会等で議論します。

Q13 消防広域化後の県の消防本部の設置場所はどこになりますか？

(答)

- 広域連合の本部は、高知市が地理的に県中央部に位置し、県人口の約半分を占めていることに加え、国及び県等の官公庁へアクセスも良好なこと、さらに、広域化に当たっては高知市消防局が中核的な役割を果たすこと等を考慮し、高知市内に設置することを想定しています。
- また、広域連合事務局及び消防局本部双方の運営の効率化を図るため、これらの事務所は同一の建物内に設置することとし、その際には、財政負担を軽減する観点から、既存施設の利活用を基本として検討することが望ましいと考えます。

- こうしたことから、広域連合の本部は、現在の高知市消防局本部が所在する建物に併せて設置することがまず検討されるべき選択肢であると考えます。
- しかし、広域化による、間接部門の集約に伴い、現行の高知市消防局が置かれている建物では執務スペースが不足する可能性があります。
- また、発災時にリアルタイムで情報共有ができるよう、消防本部と同一の建物内に県一消防指令センターを設置することが望まれますが、県一消防指令センターの整備には、現在高知市消防局本部に併設されている高知・土佐消防指令センター以上のスペースが必要になることも想定されます。
- このため、広域連合発足後、当面の間は、高知市消防局の本部施設を転用することを基本として想定するものの、県一消防指令センターを整備する段階においては、広域連合本部を設置する建物を新たに整備する必要性を生じる可能性もあり、これらの論点について、一体的に検討する必要があると考えます。

Q14 通信指令業務の集約化を前倒しすべきではないでしょうか？集約化までの間、現消防本部の消防指令システムの更新はどのように取り扱えばよいのでしょうか？

(答)

- 通信指令業務の集約化については、各消防本部の現行システムの更新時期に違いがあることや、多額の整備費用が掛かり、財政的な負担が大きいことを踏まえると、施設の標準的な耐用年数を考慮して、相当程度先の時点での集約化を想定しないと、消防本部間の合意を得ることは難しいものと考えます。この点、基本構想では、高知市の現行システムの更新期となる第2期末を目途に整備することを想定しています。
- あり方検討会等では、各消防本部が消防指令システムを個別に整備する場合と、一括して整備する場合の費用比較や、通信指令業務に必要な人員配置に関するシミュレーション等を早期に行い、新システムへのスムーズな移行計画も含めて議論を行います。

- 今後の協議の結果、第2期を待たずに、より早期の集約化について市町村・消防本部間で合意が得られた場合には、前倒しで対応することも考えられます。

Q15 消防広域化は、スケジュールありきで進めるのでしょうか？

(答)

- 県内の常備消防組織の一元化を目指す消防広域化は、各消防本部の存廃を左右し、県内全ての市町村をはじめとする多くの関係者が関わる一大プロジェクトです。
そのため、一定のスケジュール感や目安となる目標の時期を示して、関係者の共通の認識のもとで議論を進めることが不可欠であると考えます。
- こうした観点から、基本構想では現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示しています。
- 一方、法令上、法定協議会の設置と広域連合の設立の際には、県内全ての市町村議会及び県議会において、合わせて2回の議決をいただくことが必要となります。
このため、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしに、消防広域化を進めることはできず、基本構想決定後は、関係者の理解を得られるよう必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら、広域化実現に向けたプロセスを丁寧に進めていく必要があると考えています。
- したがって、スケジュールについては、今後、各プロセスの進捗状況に応じて各年度末時点で必要な見直しを行っていくことを想定しています。

Q16 消防広域化基本構想の策定過程はどのようになっていたのでしょうか？

(答)

- 消防の広域化を進めるにあたっては、県内全ての市町村や消防本部の理解や、コンセンサスを得るためにも、丁寧に議論を進めることが不可欠です。
- このため、県では、議論のたたき台となる、基本構想骨子案の公表に先立ち、まずは昨年10月に、全ての消防長に対してその内容の説明をした上で、ご意見をお聞きしました。

- また、11月初旬から約1か月程度かけて、各市町村長を訪問し、ご意見をお聞きするとともに、11月末には、市町村担当課長に対して、あらためて骨子案の説明を実施しました。
- さらに、11月29日の骨子案の公表後、パブリックコメントを1月6日まで実施し、その中では、消防職員や消防団員などから、26通、138件にのぼる、様々なご意見をいただきました。
- このように、様々な関係者から丁寧に声をお聞きしたところです。
- これらのご意見を踏まえ、骨子案の一部を修正した上で、基本構想を決定するとともに、県としての考え方を整理した本Q&Aも公表しました。

Q17 消防広域化基本構想（骨子案）に対する意見公募ではどのような意見が多かったのでしょうか？

（答）

- 高知県消防広域化基本構想（骨子案）に対するパブリックコメントは、令和6年11月29日から令和7年1月6日までの39日間実施しました。
- いただいた御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通で、御意見を内容に応じて区分すると、138件となります。
- いただいた御意見のうち、最も多かったのは、骨子案第3章の2の「組織・人事」に係るもので、職員の給与、処遇、人事異動、定数、人員配置等に関する御意見が47件ありました。
- 2番目に多かったのは、骨子案第4章の「新体制への移行スケジュール（案）」に係るもので、丁寧な議論を求めるものやスケジュール等に関する御意見が20件ありました。
- 3番目に多かったのは、骨子案第3章の3の「施設・装備」に係るもので、通信指令システム等に関する御意見が14件ありました。

高知県消防広域化基本構想 附属資料『県内消防本部の現況』

消防本部名	構成市町村名	管内人口	管内面積	消防職員					消防財政（令和5年度）						消防需要（令和4年）			消防指令システム			消防団（令和6年度）		
				指針による算定数（令和4年度）	実員数（令和4年度）	消防費基準財政需要額に応じた標準的な職員数（令和6年度）	勤務体制（令和6年度）	給与水準（高知県消防局を100としたときの指数）（令和5年4月1日時点）	消防費基準財政需要額（百万円）	決算統計における消防費（百万円）			火災出動件数	救助出動件数	救急出動件数	システム整備年度	システム更新予定年度	更新（予定）金額	条例定数	消防団員数	消防団事務		
										経常的経費（普通建設事業費以外）	うち一般財源等充当額	投資的経費（普通建設事業費）											
高知市消防局	高知市	316,676人	309.00km ²	532人	395人	412人	3部制	100.0	3,530	5,798	3,848	3,676	1,950	101件	83件	20,432件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	28.00億円	900人	698人	消防本部	
室戸市消防本部	室戸市、東洋町	12,573人	322.24km ²	73人	51人	45人	2部制	92.4	396	813	694	541	119	17件	5件	1,433件	2014年度（H26）	2027年度（R9）	4.00億円	409人	365人	室戸市：消防本部 東洋町：役場	
安芸市消防本部	安芸市、芸西村	18,777人	356.76km ²	50人	37人	56人	2部制	90.2	485	646	404	352	242	11件	19件	1,554件	2013年度（H25）	2025年度（R07）	2.40億円	372人	310人	安芸市：消防本部 芸西村：役場	
南国市消防本部	南国市	45,724人	125.30km ²	104人	70人	75人	3部制	94.1	645	1,031	727	592	304	25件	33件	3,010件	2024年度（R06）R07.02	2034年度（R16）	2.62億円	350人	339人	消防本部	
土佐市消防本部	土佐市	24,951人	91.50km ²	76人	49人	49人	2部制	92.8	424	1,037	571	494	466	14件	7件	1,716件	2023年度（R05）R05.11	2033年度（R15）	高知市に含む。	331人	331人	消防本部	
土佐清水市消防本部	土佐清水市	11,243人	266.01km ²	76人	37人	36人	3部制	92.2	314	491	354	347	137	4件	6件	896件	2014年度（H26）H27.03	2026年度（R08）	0.64億円	425人	362人	消防本部	
香南市消防本部	香南市	31,904人	126.46km ²	71人	49人	73人	3部制	95.3	629	1,877	516	459	1,361	24件	15件	1,977件	2012年度（H24）	2025年度（R07）R07.06	0.90億円	315人	229人	消防本部	
香美市消防本部	香美市	25,479人	537.86km ²	102人	57人	64人	3部制	92.4	553	896	619	568	277	19件	17件	1,734件	2015年度（H27）	2025年度（R07）R08.01	2.30億円	400人	310人	消防本部	
高吾北広域町村事務組合消防本部	仁淀川町、佐川町、越知町	20,727人	545.75km ²	87人	50人	77人	2部制	89.7	670	677	581	566	96	8件	31件	1,624件	2015年度（H27）	2025年度（R07）	1.5億円	633人	548人	役場	
高幡消防組合消防本部	須崎市、中土佐町、構原町、津野町、四万十町	46,906人	1,404.99km ²	295人	141人	152人	2部制	92.3	1,313	2,465	1,815	1,692	650	30件	39件	3,527件	2014年度（H26）	2027年度（R09）	未定	1,262人	1,101人	消防本部 各団該当署所 各団該当役場	
仁淀消防組合消防本部	いの町、日高村	24,813人	515.82km ²	93人	59人	69人	2部制	95.5	598	1,002	798	716	204	18件	18件	1,665件	2023年度（R05）R06.01	2033年度（R15）	0.69億円	553人	425人	いの町：消防本部 日高村：役場	
幡多中央消防組合消防本部	四万十市、黒潮町	40,590人	820.78km ²	139人	80人	105人	2部制	94.3	899	1,631	1,202	1,103	429	14件	40件	2,424件	2013年度（H25）H25.10	未定	未定	886人	816人	消防本部	
幡多西部消防組合消防本部	宿毛市、大月町、三原村	23,287人	474.27km ²	117人	63人	70人	2部制	92.6	611	999	922	683	77	11件	20件	1,746件	なし	-	-	708人	661人	消防本部	
嶺北広域行政事務組合消防本部	本山町、大豊町、土佐町、大川村	9,693人	756.68km ²	58人	38人	46人	2部制	92.3	515	494	455	446	39	11件	24件	907件	なし	-	-	740人	599人	役場 一部消防本部	
中芸広域連合消防本部	奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	9,082人	449.47km ²	56人	40人	59人	2部制	91.9	415	598	410	402	188	7件	10件	831件	2015年度（H27）	2028年度（R10）	未定	241人	201人	消防本部	
計		662,425人	7,102.89km ²	1,929人	1,216人	1,388人			11,997	20,455	13,916	12,637	6,539	314件	367件	45,476件				8,525人	7,295人	本部：24団体 役場：10団体	

※人員充足率:63.0%

※構成市町村の合計額

IV 消防の広域化及び連携・協力の推進に係る財政措置

参考資料

消防の広域化

連携・協力

都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費
	特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7） ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等
		消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等
	地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター [※4] [※5] をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備 [※5]（広域化後5年度以内に完了するもの。） 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）
補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮	
府都県道		連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
市町村	特別交付税 [※1]	消防連携・協力準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
		消防連携・協力臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費
市町村	地方債 [※3]	防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4] [※5]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備 [※5]（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） 緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの整備 [※4]（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
		補助金優先配分

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5
 ※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
 ※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。
 ※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化又は連携・協力をを行っている消防本部も対象。また、これから広域化又は連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）
 ※5 防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）